

杉戸町立泉小学校 いじめ防止基本方針



杉 戸 町 立 泉 小 学 校

目次

はじめに	1
第1 泉小学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
2 重大事態への対処	6
(1) 重大事態への対処の流れ	6
(2) 杉戸町又は本校による調査	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
＜資料1＞チェックリスト	12
＜資料2＞年間行事予定	14

はじめに

本校では、学校教育目標である「心豊かでたくましい子」の実現を目指して、全職員一丸となって、教育活動を展開している。泉小学校のすべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを願っている。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、本校ではこれまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、人権を尊重しあい、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきた。

杉戸町立泉小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「泉小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、杉戸町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 泉小学校基本方針の策定

1 いじめの定義

■いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止の基本的な考え方

■いじめ防止対策推進法 第13条

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

泉小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、泉小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

～いじめはしない・させない・許さない～

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

■いじめ防止対策推進法 第22条

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「泉小学校いじめ防止委員会（仮称）」（以下「いじめ防止委員会」という。）を設置する。

いじめ防止委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任・教育相談部等も加えることができるものとする。

また、いじめ防止委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

ただし、杉戸町が本校における調査が困難と判断した場合には、杉戸町のいじめ問題調査審議会（仮称・現在未定）による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、いじめ防止委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

いじめ防止委員会の具体的な役割は次の通りである

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に図る

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、杉戸町と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止のための取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために以下のことを念頭に置いて対応にあたる。

- ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(イ) 学級づくり（学級経営の充実）

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、次のようなポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり。「心のケアアンケート」の結果を活かしたりして児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める
- ② 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。
（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。必要とされる場所をつくる。
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 規準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、
「こんなときにはこうするといいいよ。」）



- ③ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。
（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ④ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ⑤ 児童会・学級会活動など児童の取組を支援する。

（ウ）学習指導の充実

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を要として、分かる授業を展開し、児童の自己肯定感を高める。
- ・ 全ての教育活動を通じての道徳教育を学校全体で推進し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる

（オ）特別活動・行事・体験等の充実

- ・ 縦割り班活動や通学班等の異年齢集団の体験を通じて思いやりの心を育む
- ・ 古代まつり、学校ファームでの栽培体験等を通じて心豊かな児童を育む
- ・ 運動会や持久走等の行事の中で、一人一人の違いを認め、励まし合う態度を育てる。

（カ）相談体制の整備

- ・ 「心のアンケート」実施後、担任等による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。また定期的な教育相談日を設ける
- ・ 休み時間や放課後等、児童と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める

（キ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士の

ネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(ク) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

① ネット問題について児童向け講演会を毎年度実施する。

また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

② 保護者の意識啓発のため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。(資料参照)

(イ) 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

※ P12 からの資料参照

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 杉戸町への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（8ページ以下参照）

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は杉戸町へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事

態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、杉戸町へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 杉戸町又は本校による調査

■いじめ防止対策推進法 第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は杉戸町へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに杉戸町に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと杉戸町が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、杉戸町の問題調査審議会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、杉戸町との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、当該問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、杉戸町の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、杉戸町の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関とも適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査なが考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査につ

いて切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、杉戸町から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、杉戸町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、杉戸町に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて杉戸町に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、泉小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、泉小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

(生徒指導ハンドブック New I's p16,17)

(2) いじめの取組のチェックポイント

項目	内容	評価
1	いじめの問題の重大性を全校職員が認識し、校長を中心とした協力体制を確立して実施を行っているか。	
	いじめの形態、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないこと」としてはいけぬ」と厳然とした毅然とした指導を行っているか。	
	いじめられている子どもを立派に立って指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	いじめの問題について、特定の職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、校長・教頭・相談・保護を徹底に行い、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
2	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実を図っているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識を立って指導にあたるか。	
	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	指導や学習活動(授業)の場にいじめに関わる問題を提起し、指導が行われているか。	
	学級活動(授業)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導態度が行われているか。	
	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を養う活動の場を積極的に設けているか。	
3	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な指導の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(保健教育)や留校との連携による指導も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的指導等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、前にもおきかえ指導を行っているか。	
	指導(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。
17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の円滑な人間関係の醸成に努めているか。
18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。
19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの信号に対応しているか。
20	いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
22	校内に児童生徒の悩みや苦悶を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制を整備されているか。また、それは適切に機能しているか。
23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
24	教育相談の実態にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
25	児童生徒等の個人情報等の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。
26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。
27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を促るとともに、家庭訪問や学校連絡などを通じて、家庭との緊密な連携を図っているか。
28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたることとしているか。いじめの問題について、学校のみで解決することになっていないような状況ではないか。



-16-

早期発見のための教職員用チェックリスト (生徒指導ハンドブック New I's p12,13)

いじめ発見のチェックポイント

観察の視点	見てわかる子どもの姿
朝の会	口癖が来るまで廊下で待つている
	口癖の子どもより早く登校する
	理由のぼやきや遅刻や欠席が多くなる
	口癖のあいさつや出席確認のときに返事が無い、または極端に小さい
	口癖に表情や態度が変化した様子をしている
授業の開始時及び授業	一人遅れて教室に入ってくる
	授業の始めに机が揺れている
	忘れ物が多くなる
	授業の始めに机に入れない
	席などを進めるとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に話しかけたりする
休み時間	授業の始めに机に入れない
	席などを進めるとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に話しかけたりする
	授業の始めに机に入れない
	席などを進めるとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に話しかけたりする
	授業の始めに机に入れない
給食時	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
清掃時	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する
	口癖を言うとき、表情が変化する

朝の会	口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る
授業の開始時及び授業	口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る
休み時間	口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る
給食時	口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る
清掃時	口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る 口癖がなくなる、よく訴えに来る

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント:

- 該当する項目があれば、子どもに声をかける。
- 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



-13-

【資料 1-2】 早期発見のための家庭用チェックリスト

(生徒指導ハンドブック New I's p31)

【資料 1】

家庭用(早期発見チェックシート(保護者用))



1 起床から登校前 ○布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである ○けだるそうな、寝た表情である ○いつもと違って朝食を食べようとしな ○ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする ○学校に行くのを渋ったり、登校時の集合場所に行きたがらない
2 登校中 ○友達の間で荷物を持たされている ○一人で登校するようになる ○道回りして登校している ○途中で家に戻ってくる
3 帰宅時 ○理由のほつきりしない顔の汚れ、寝れやボタンのほつれがある ○あざや擦り傷があってもその理由を言わない ○自分の部屋に鍵が込み、なかなか出てこない ○いつもより帰宅が遅い ○自転車や持ち物等が壊されている ○学校の話をしなくなる ○外出したがる ○プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで ○食欲がない ○特定の友達に対する言動が不自然にないである ○友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする ○お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる ○部屋にある持ち物や学用品がなくなっている ○買いえた覚えのない品物を持っている ○メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない ○部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる ○家族の言と話をしなくなる ○いじめの話をすると強く否定する ○乖や味をしめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる ○破れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている ○普段より遅く寝たり、逆に明るく寝たりする感じがする

-31-

児童(生徒)、保護者向けの学校生活アンケート(生徒指導ハンドブック New I's p33,35)

小・中学校向け

学校生活アンケート

(無記名式・例)

() 年 () 組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状況について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

問2 ひやかしやからかい、悪口や噂などを言われたことがありますか

ある・ない

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか

ある・ない

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつかられたり、壁のふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

ある・ない

問7 あなたの悪口をメールで送られたり、ブログ・ブログに書き込まれたことがありますか

ある・ない

問8 あなたの友だちでいじめにあっている人を持っている人はいますか

いる・いない

-33-

学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに「○」を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の(例)のような困り事はありますか？

(例)

- 池やかしやからかい、悪口や身し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、壁のふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金銭を要求される。
- 金銭を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等、携帯中継やいじめをされる。

お子さん 小・中・高 () 年 () 組 性別 ()

質問項目	回答
① うちの子供は学校で、ほかの子供から(例)のような事をされている。	はい いいえ わからない
② うちの子供は学校で、ほかの子供に(例)のような事をされている。	はい いいえ わからない
③ うちの子供から学校で、(例)のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④ うちの子供のまわりで、(例)のような事があるとほかの保護者や先生の方から聞いたことがある。	はい いいえ
⑤ 家庭で、(例)のような問題について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～⑤で「はい」と回答した方は避ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

-35-

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）を受けて

(1)「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂)チェックリストを用いた、平時からの備えの実施状況の点検について

「いじめの重大事態調査のガイドラインの改訂について（通知）」（令和6年8月30日付け6文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）において、各学校等に対して、国が示したチェックリストを活用し、重大事態ガイドラインの改訂内容を踏まえた平時からの備え及び重大事態の調査の実施を依頼している。

学校及びその設置者におかれては、今回の「いじめ防止対策の更なる強化について」の内容を踏まえ、改めて、チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進めること。

なお、本点検の実施状況について、来年度、調査を実施する予定であるため、

○「いじめ防止対策の更なる強化について」（抄）

（地方公共団体・学校の実施する取組の充実）

⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。

・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。
教育委員会におかれては、所管の学校の取組状況について把握すること。

(2)いじめ防止及び不登校対策に係る関係機関(地域、学校、教育委員会等)との連携について

「いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援等について」（令和6年12月25日付けこども家庭庁支援局総務課事務連絡）において、「3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について」を周知している。

子供達を巡る環境が変化する中で、いじめ防止や不登校対策について、教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要であることから、積極的にこども政策担当部局や福祉部局等と連携することが必要である。

また、いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進することも重要である。

このような取組を通じ、地域の関係機関等と連携するとともに地域住民の協力を得つつ、地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策にあたること。

さらに、犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるとともに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底等、警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図ること。

(3)いじめの重大事態の調査に関する研修やいじめ調査アドバイザーの活用について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。このため、教育委員会等におかれては、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。さらに、各学校において、例えば、年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努めること。

また、いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したりするなどの課題が指摘されていることから、

「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う「いじめ調査アドバイザー」がこども家庭庁に設置されているため、各学校や教育委員会等におかれては積極的に利用すること。